

手話は「言語」です

手話は学校教育の場で禁止されるなど、社会から理解されなかつた時期もありました。しかし、ろう（あ）者は、自分たちの言葉として手話を使い続けてきました。手話が認められ、公共の場で手話ができるようになるために様々な活動をしてきました。

平成18年に国連で成立した「障害者権利条約」においては「手話が言語であること」や「手話で教育を受ける権利」が明記され、日本の法律（障害者基本法）でも言語に手話が含まれることが明記されました。

滑川市では、音声言語と同様に視覚言語である手話も「言語」として尊重し、聴覚に障がいがある方への理解を進め、手話を広めるため、平成29年に「滑川市手話言語条例」をつくりました。

